

第3章 生活環境の整備の促進

【基本方針】

誰もが快適で生活しやすい、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。このため、すべての人が安全で安心して生活し、社会参加できるように、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間、街なかなど生活空間のバリアフリー化を推進します。

また、障害者が安全かつ安心して地域で暮らせるように、防犯対策に努めるとともに、災害時を見据えた防災対策を推進します。

目標の見方

平成 32 年度までに

A : 充実・推進

B : 継続

C : 検討

新規：新たに取り組む事業

第1節 福祉のまちづくりの推進

「障害者差別解消法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」にもとづき、すべての人が生活しやすいまちづくりを進めます。

また、府条例や「市のまちづくり要綱」が制定される以前に建てられた都市施設のバリアフリー化にも努めます。

(1) 公共的建築物の整備

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①公共的建築物の整備・改善	公共的建築物に対して、段差解消やエレベータ設置、通路確保等を促進するとともに、施設の設置目的や用途に応じたユニバーサルデザインの導入を図り、誰もが利用しやすい施設整備を目指します。	B	障害者支援室、建築審査課、施設整備担当所管

(2) 道路・歩道等のバリアフリー化の推進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①道路・歩道等の整備	歩道設置、既存の歩道における段差解消や改良、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を進め、市民誰もが安心安全に移動できる道路環境を整備します。	B	道路整備課
②放置自転車、違法駐車などの対策の推進	放置自転車防止事業 放置自転車等を減少させて、道路等公共スペースの交通障害の除去に努めます。緊急活動・避難行動の場や歩行者の安全な通行を確保し、良好な生活環境及び、駅前空間を作ります。	B	交通対策室
	安全な歩行空間を確保するため、自動車運転者や自転車利用者に対して、障害者に配慮した交通マナーを心がけるように、啓発活動に努めます。	B	交通対策室

(3) 福祉のまちづくりの普及・啓発

事業内容・方針	目標	主な関係機関
「大阪府福祉のまちづくり条例」や「障害者差別解消法」に規定する合理的配慮についての啓発に努め、障害者にやさしいまちづくりを一層広めていきます。	A	市役所全体

第2節 居住環境の整備の促進

地域における多様な生活のあり方を確保するため、入所施設や病院からの移行支援や家族と同居している方で単身での生活を望んでおられる方への支援、親亡き後の自立した生活への支援として、共同生活援助（グループホーム）等の整備と体験の支援などに努めます。また、在宅の障害者が快適な環境で過ごせるように、住宅のバリアフリー化を推進します。

（1）多様な居住の場の確保

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①公営住宅における障害者向け住宅の確保	新築した公営住宅に車椅子常用世帯住戸を確保します。今後も建替時において、車椅子常用世帯住戸の確保に努めます。	B	住宅政策課
②共同生活援助（グループホーム）の整備の促進	地域移行や親亡き後などに生活の場となるグループホーム等を確保するために、東大阪市自立支援協議会の地域移行・地域定着部会のグループホーム分科会などで、基盤整備や運営における課題・取り組みについて検討を進め、グループホーム等への立ち上げの支援及び運営に関する支援を行います。	B	障害者支援室、福祉事務所
③公営住宅整備事業	公営住宅整備事業において、老朽木造住宅から新築した安全な住宅に移転できるように努めます。	B	住宅政策課

（2）住宅改造に対する支援の充実

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①住宅改造費助成事業の拡充	重度身体障害者が住みなれた地域で自立し、安心して生活できるように、必要な住宅改造に要する経費を助成します。	B	障害者支援室
②バリアフリー化の情報提供	住み慣れた住宅で安心して住みつづけられるようにバリアフリー化に関する制度について、情報提供や啓発活動を充実します。	B	障害者支援室

第3節 移動及び情報アクセスの確保

障害者の移動手段を確保し、個々の障害者の社会参加・余暇活動を支えます。また、移動支援事業等について障害福祉計画に基づいて適切にサービスが確保出来るように努めます。

市から発信する各種の情報やまちづくりの様子については、ウェブサイトの活用や音訳・点訳・手話通訳などによる情報提供の充実に努めます。

(1) 移動手段の整備の促進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①公共交通機関の整備の促進	駅のスロープの傾斜の緩和、オストメイト対応障害者用トイレや点字ブロックの設置など、公共交通機関の整備の促進について検討します。	C	障害者支援室
②移動手段の整備により社会参加を促進	移動支援事業等のガイドヘルパー ガイドヘルプサービスにより余暇活動などの社会参加が円滑に行えるよう支援します。東大阪市障害福祉計画によってサービス提供基盤の整備を促します。引き続きヘルパー確保の支援策に取り組んでいきます。	B	障害者支援室、福祉事務所
	福祉有償運送 一人では公共交通機関を利用することが困難な障害者等の外出を支援するため、社会福祉法人やNPO法人など福祉有償運送を行う団体の拡大に向けて、環境づくりを図っていきます。	B	福祉企画課
	自動車免許取得助成 身体障害者が免許を取得するために直接要した費用を助成します。	B	障害者支援室、福祉事務所
	自動車改造費助成 身体障害者が運転できるように、自動車改造費の助成を行います。	B	障害者支援室、福祉事務所
	リフト付き福祉タクシー利用料助成 身体障害者（最重度の歩行機能障害）の外出支援として、リフト付き福祉タクシーの利用料金を助成します。	B	障害者支援室、福祉事務所

(2) 情報アクセスの整備の促進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①情報伝達の充実	ウェブサイト等を活用し、市のサービスやイベント等をわかりやすくお知らせします。また、録音版・点字版の市政だよりを発行します。	B	障害者支援室、広報課
	視覚障害者用情報支援機器の整備 視覚障害者への情報伝達手段として開発されたSPコード（活字文書読み上げコード）の導入について検討します。	C	障害者支援室
②福祉マップの活用	誰もが暮らしやすく、外出しやすいように市内の障害者用トイレや授乳室などの設備がわかる福祉マップについて活用を図ります。	B	障害者支援室、福祉事務所

第4節 防災・防犯対策の充実

災害を起こさないための留意点、災害が生じた際の対応など、消防局や防災学習センターなどと連携を深め、啓発・訓練活動の強化に努めます。

大規模な災害が発生した際には、障害者が円滑に避難でき、心身ともに安心して避難生活を送れるように支援します。とりわけ、災害時要援護者登録制度の周知や障害者の受入が可能な福祉避難所の拡充に努めます。

また、障害者が地域で安心して暮らせるように、障害者の犯罪被害を防止する取り組みや、消費生活センターと連携し消費者の消費トラブル等の防止に努めます。

(1) 防災対策の推進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①災害時における要援護者への支援体制づくり	<p>地域での安否確認等の支援活動に役立つ災害時要援護者登録制度の周知をし、真に安否確認等の支援が必要な要援護者を中心に登録を促進するとともに、その情報の共有を図るなど、地域の支援体制の構築に向けた啓発を行っていきます。</p> <p>また、事業所と連携して、障害特性に応じた災害時の支援体制の整備について検討します。</p>	B	福祉企画課、 障害者支援室
②緊急通報システム	<p>緊急通報システム</p> <p>急病や災害等の緊急時に、受信センターに通報し、救急車出動要請等、迅速かつ適切な対応を図る、緊急通報装置の貸出しを行います。</p>	B	福祉事務所
③防災意識の高揚を図るための啓発活動と防災訓練の促進	<p>防災週間・防災とボランティア週間において、障害者に配慮した備蓄物資の展示により、市民への障害者に対する配慮など、意識の高揚を図ります。</p>	B	危機管理室

(2) 障害特性に応じた災害時の支援体制等の整備

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①避難場所の障害特性に応じた支援体制の整備	障害特性に配慮した避難所の整備・充実を図るとともに、サービスの提供に努めます。また、障害者の受入が可能な福祉避難所の拡充を図ります。	B	危機管理室、福祉企画課
②障害特性に応じた避難情報等の提供	FAX119やWeb119の活用 口頭による119番通報が困難な方に、FAXや携帯電話を用いたチャット形式での119番通報を受けつけます。	B	消防局
	東大阪市聴覚障害者等災害時ファクス情報発信事業 聴覚障害者等に災害時の避難勧告や避難指示などの緊急性の高い情報をファクスで配信します。今後は当該事業の登録者がさらに増えるよう積極的な広報活動に努めます。	B	危機管理室、障害者支援室
	災害時要援護者情報の活用 災害時要援護者として登録している情報を活用し、災害発生時に活動隊へ情報を提供し安否確認等を図ります。	B	消防局

(3) 障害者の犯罪被害等の未然防止

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①防犯・安全ネットワークの充実	住民相互の連携による、地域の防犯・安全のネットワークの充実を働きかけます。防犯活動を促進し、被害を未然に防ぐ取り組みを推進します。	B	障害者支援室、地域コミュニティ支援室
②障害者の消費生活に関連する相談・情報提供・啓発	関係者等の連携のもと、消費生活にかかる相談を受け付けるとともに、被害を未然に防止するための情報提供・啓発に努めます。	B	消費生活センター